広報
きたかた
Kitakata
Public Information

平成29年2月発行

お知らせ版

【編集・発行】 喜多方市企画政策部企画調整課
☎0241(24)5206 FAX 0241(25)7073
喜多方市ホームページ http://city.kitakata.fukushima.jp

喜多方市ふるさと創生事業補助金

地域活性化に寄与する事業を行う団体の取り組みに対し、補助金を交付して支援しています。あらかじめ相談のうえ申請してください。

◆事業区分と補助率

事業区分	事業内容	補助率	限度額
ふるさと活性化事業	ふるさとの活性化に寄与する各種イベント、物産展、講演会などの事業（新規を含み、5回まで）	新規事業 2分の1以内 継続・記念事業 5分の1以内	50万円
行政区まちおこし事業	地区の特色を生かした独自の取り組みで、地域の活性化に寄与すると認められる新規のまちおこし事業（新規を含み、3回まで）	3分の2以内	10万円
国際交流推進事業	国際理解と友好親善を促進し、教育、文化および経済の交流を推進する各種事業（新規を含み、5回まで）	5分の1以内	50万円
地域のにぎわい創出事業	行政区などが地域伝統芸能を保存・継承し、地域のにぎわい創出に活かすために必要な備品の整備事業（1補助事業者につき1回まで※事業実施年度の翌年度から起算して7年を経過した場合または自然災害や火災などの特別な事情がある場合には、再申請可能）	4分の3以内	200万円
行政区低炭素化促進支援事業	行政区などが行う低炭素化に資する取り組みで、地域住民の意識高揚に寄与すると認められる備品の整備事業（1補助事業者につき1回まで）	4分の3以内	50万円

◆補助先 地域の活性化に寄与する事業を行う団体

◆募集期間 第1次募集（4月3日以降に実施する事業）
2月20日（月）～3月17日（金）

問申 企画調整課 政策調整室 ☎（24）5209 または各総合支所住民課 地域振興班

補助・支援

児童手当定時支給

内容 2月15日（水）は、児童手当の定時支給日です。
10月～1月分が支給されます。個別に支給通知書は送付しません。通帳の記帳によりご確認ください。入金時刻は金融機関により異なります。

注意 現況届が未提出の方は、支払差止となります。速やかに手続きをしてください。

問 こども課 子育て支援班 ☎（24）5229または各総合支所住民課市民サービス班

お知らせ

行政書士無料相談会

内容 福島県行政書士会会津支部による相談会で、相続、遺言、成年後見や許認可、法人設立、離婚問題などを無料で相談できます。

日時 2月21日（火）午後1時30分～4時30分

場所 本庁舎1階相談室

定員 6人程度※相談は1人1時間程度

受付開始時間 当日午前9時から電話で予約するか直接お越しください。

問申 生活防災課 市民生活係 ☎（24）5208

☎広報に記載の市内電話番号☎『旧喜多方市、熱塩加納町、塩川町、山都町』と『高郷町』との通話には市外局番0241が必要です。携帯電話からは市外局番0241が必要です。

お知らせ

世話やき人研修会

内容 結婚希望者への支援をボランティアで行う「世話やき人」を対象とした研修会を開催します。
日時 3月15日(水)午後1時30分～4時
場所 本庁舎大会議室(ホール棟2階)
講師 第1部「世話やき人制度について」マリッジパートナーズ㈱しあわせ部長 浅野有史氏
第2部「いまどきの婚活(婚活の現状)」マリッジパートナーズ㈱婚活スペシャルアドバイザー 渡邉和美氏
対象 世話やき人、「世話やき人」活動に関心のある方、結婚適齢期のご家族を持つ方など、どなたでも
定員 30人※定員になり次第締め切り
参加費 無料
申し込み方法 電話またはFAX(24)5286で、参加者の氏名、住所、電話番号をお知らせください。※詳しくは市ホームページをご覧になるかお問い合わせください。
問申 こども課 子育て支援班 ☎(24)5229

「こころの健康相談」

内容 不眠やストレス、何もする気が起きないなどでお悩みの方、またはその家族の方、この機会に臨床心理士に相談してみませんか？費用は無料ですが、電話での予約が必要です。
日時 3月6日(月)午後1時15分～
場所 保健センター
申込期限 2月27日(月)
問申 保健課 健康推進室 ☎(24)5223または各総合支所住民課市民サービス班

会津保健福祉事務所主催「心の健康相談」

内容 精神的な悩みでお困りの方、またその家族の方の相談に、精神科医や保健師が応じます。
秘密は厳守しますのでお気軽にお申し込みください。
※費用は無料ですが、電話での予約が必要です。
日時 3月6日(月)午後1時30分～3時30分
場所 会津保健福祉事務所
問申 会津保健福祉事務所保健福祉課 ☎0242(29)5275

福島財務事務所から

○多重債務相談窓口
借金を抱えお悩みの方々からの相談に応じています。借金問題はさまざまな方法で解決できます。お気軽にご相談ください。
受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～4時30分
※土・日・祝日を除く
問 多重債務相談窓口直通 ☎0242(533)0064

○出前講座
「おこづかい帳をつけよう」「なりすまし詐欺被害防止」など、小学生から高齢者の皆さんを対象に出前講座を行っています。講演料は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。
問 福島財務事務所総務課 ☎024(535)0301

農業政策に関する制度説明会

平成29年度の農業政策に関する制度説明会を開催します。
ぜひ、ご参加ください。



○対象制度
経営所得安定対策、人・農地プラン、農地中間管理制度、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払、中山間地域等直接支払

○日程

地　区	日　時	時　間	場　所
喜多方	2月19日(日)	午前10時～	会津よつば いいでＪＡ会館(ＪＡ会津よつば喜多方支店2階 大会議室)
熱塩加納	2月18日(土)	午前10時～	熱塩加納会館3階 大ホール
塩　川	2月25日(土)	午前9時～	ふるさと会館2階 ホール
山　都	2月25日(土)	午前10時～	山都開発センター3階 大会議室
高　郷	2月19日(日)	午前10時～	高郷公民館2階 大会議室

問 農業振興課(24)5277または各総合支所産業課

ポリテクセンター会津から

訓練生募集！

訓練科名 建築CADリフォーム技術コース（住宅リフォーム技術科）

定員 15人

訓練期間 4月4日（火）～9月29日（金）

対象 公共職業安定所に求職登録されている方で、就職に必要な知識・技能を身につける意欲のある方

受講料 無料（別途テキスト代が掛かります）

申込期限 3月8日（水）

試験日時 3月15日（水）午前9時～（筆記試験・面接）

施設見学会

日時 2月20日（月）、3月6日（月）、21日（火）各日午前9時30分～11時30分（午前9時受付開始）
2月27日（月）、3月13日（月）、27日（月）各日午後1時30分～3時30分（午後1時受付開始）

内容 今までのキャリア（職業能力）にプラスして、新たな技能習得のための職業訓練について理解していただく説明会です。※詳しくはお問い合わせください。

問 ポリテクセンター会津（訓練課）
☎0242（26）0520

申 ハローワーク喜多方
☎（22）4111

磐越西線がワンマン運転になります

内容 JR東日本仙台支社ではダイヤ改正によりワンマン運転を開始します（一部車両を除く）。

開始日 3月4日（土）

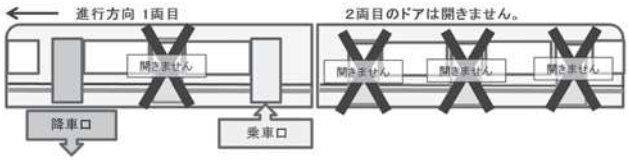
運行区間 郡山～会津若松・喜多方間

乗り降りの方法

乗り方 ①ボタンを押して乗る。②整理券を取る。

降り方 ①運賃箱に乗車券・運賃・整理券を入れる。②ボタンを押して降りる。

その他 ワンマン運転の際、乗り降りできる車両は、進行方向の1両目のみとなりますのでご注意ください。



問 JR東日本お問い合わせセンター
☎050（2016）1600

JR東日本　仙台支社　検索

パブリックコメント（意見公募）

市の各種計画案に皆さんのご意見をお寄せください。

第3次喜多方市男女共同参画推進基本計画案

本市の男女共同参画を進めるにあたっての基本的な方針として、平成29年度から10年間を期間とする基本計画を策定します。

■期間 3月16日（木）まで

問 申 企画調整課 政策調整室 企画調整係☎（24）5209

喜多方市公共施設等総合管理計画案

長期的な視点での公共施設などの更新や長寿命化など管理に関する基本的な方針として平成29年度から30年間を期間とする管理計画を策定します。

■期間 3月16日（木）まで

問 申 財政課 管財班☎（24）5252

喜多方市地域包括ケアシステム推進計画基本構想案

団塊の世代が75歳を迎える2025（平成37）年、高齢者や障がい者が住み慣れた地域で可能な限り継続して生活できるよう、個々の市民の状態やその変化に応じ、「医療・介護・予防・生活支援・すまい」が一体的かつ継続的に提供できる社会の実現を目指した基本構想を策定します。

■期間 3月14日（火）まで

問 申 高齢福祉課 介護保険・予防室☎（24）5242

■閲覧方法 ①市ホームページ、②問い合わせ各課および各総合支所住民課（土・日を除く午前8時30分～午後5時）

■対象者 ①市内に住所がある方、②市内で事務所または事業所などを営む個人、法人、その他の団体、③市内の事業所などに勤務する方、④市内の学校に在学する方、⑤この案に利害関係のある個人、法人、その他の団体

■提出方法 市のホームページから様式をダウンロードするか問い合わせ各課から取得し、必要事項を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください（意見を正確に把握する必要があるため、電話による意見はご遠慮ください）。

①直接持参、②郵送（〒966-8601【住所記載不要】喜多方市役所○○○課宛て）、③FAX（25）7073

また、市ホームページ専用メールフォームからも提出することができます。

※詳しくは市ホームページをご覧になるかお問い合わせください。

道路除雪作業についてのお願い

冬期間の道路交通を確保し、安全で安心な生活を守るため、道路の除雪作業を行っています。
除雪作業を安全で効率的に進めるため、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

○除雪車に近づかないで

作業中の除雪車との接触事故が増えています。

除雪車の周辺は、運転手の死角となる場合があり大変危険です。

作業中の**除雪車の２０ｍ以内には絶対に近づかない**ようにしてください。



○除雪の要請は行政区長さんへ

個人からの除雪の要請には応じることはできません。

除雪の要請は必ず行政区長さんを通じてご連絡ください。

○寄せ雪処理にご協力を

除雪後には宅地入口に多少の雪が残ってしまいます。

各家庭や近所で協力し合い除雪をお願いします。

○モラルのある運転を心がけましょう

消雪散水中の道路を自動車で通行する際は、歩行者（特に通勤・通学時間帯）に水が掛からないようスピードを落とし、モラルのある運転を心掛けてください。

○路上駐車はやめましょう

除雪作業の妨げになりますので、路上駐車は絶対にしないでください。

○道路に雪を捨てないで

道幅が狭くなり歩行者が危険になるばかりか、除雪作業の効率低下につながります。また、雪が凍ってスリップ事故の原因になりますので、宅内の雪は道路に出さないでください。

○道路にはみ出している枝の剪定を

枝に積もった雪が、通行車両や歩行者に落ちる危険性があります。枝の剪定と雪落としをこまめに行ってください。

○深夜・早朝の除雪作業にご理解を

通勤通学時間に間に合わせるため、除雪作業は早朝や深夜に行うことがありますのでご理解ください。

なお、国県道除雪については、下記のホームページをご覧ください。
http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41350a/jyosetsu.html

問（市道除雪に関すること）建設課 管理係 ☎（24）5245

問（国県道除雪に関すること）喜多方建設事務所 管理課 ☎（24）5720